

宮城県農山漁村振興交付金交付等要綱

(趣旨)

第1 農山漁村振興交付金交付等要綱（令和7年4月1日付け6農振第2885号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2867号農林水産省農村振興局長通知。以下「国実施要領(中山間地農業推進対策)」という。）、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2872号農林水産省農村振興局長通知。以下「国実施要領(地域資源活用価値創出対策)」という。）に基づき、事業実施主体が行う農山漁村における多様な地域資源を活用した多様な取組に要する経費について、予算の範囲内において宮城県農山漁村振興交付金（以下「本交付金」という。）を交付するものとし、その交付金に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付事業の内容)

第2 宮城県知事（以下「知事」という。）は、国交付等要綱第5に定める農山漁村振興推進計画に基づき、事業実施主体等が行う次の各号に掲げる事業（以下「交付事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として知事が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

(1) 中山間地農業推進対策

(2) 地域資源活用価値創出対策

2 交付対象経費の業務メニュー及び区分並びにその区分ごとの事業内容、事業実施主体、交付率等は、別表1に定めるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表1の業務メニュー及び区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(事業実施計画)

第4 本要綱に基づき、交付事業を実施しようとする者は、国交付等要綱第6に定めるところにより、事業実施計画及び年度別事業実施計画を策定し、県に提出するものとする。

(事業評価)

第5 事業実施主体は、国交付等要綱に基づき交付事業の区分ごとに定めるところに従い、事業の評価を実施するものとする。

(推進指導等)

第 6 県は、交付事業の目的を達成するため、推進体制整備、助言、指導等に努めるものとする。

2 県は、交付事業の実施に必要な事項に関する調査等を行うことができるものとする。

(関連事業等との連携)

第 7 県は、交付事業を円滑に推進するため、関係各課室相互間、地方自治体等との連携に努めるものとする。

(申請手続)

第 8 第 4 の計画の承認を受けた者が交付金の交付を受けようとする場合は、規則第 3 条の規定により知事に対し、別記様式第 1 号による交付金申請書を提出しなければならない。

2 前項の交付金申請書を提出しようとする者は、本交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金の消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 交付金申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 国実施要領に定める実施計画書
- (2) (1)の実施計画書に定める添付書類
- (3) 事業に要する経費の根拠資料(見積書等)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(別紙 1)
- (5) 事業実施主体の団体規約等
- (6) 申請者の直近の総会資料及び予算・決算資料
- (7) 構成員及び連携団体等の活動内容がわかる資料
- (8) 納税証明書(全ての県税)
- (9) その他知事が必要と認める書類

※事業実施主体が市町村の場合は、(4)から(8)までの添付を要しない。

4 次のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例(平成 22 年宮城県条例第 67 号)に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警察本部長宛て照会することができる。

6 交付対象事業の着手(機械の発注を含む。)は、原則として、第 10 の規定による知事から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、

交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、別記様式第 2 号により、知事に提出するものとする。

(交付申請書の提出期限)

第 9 第 8 第 1 項の交付金申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(交付決定の通知)

第 10 知事は、第 8 第 1 項の規定による交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地審査等によりその内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内で本交付金の交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第 11 規則第 7 条第 1 項の規定による本交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、第 10 の規定による通知を受けた日から起算して 15 日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第 12 事業実施主体（地方公共団体を除く。第 2 項において同じ。）は、交付事業の遂行のために売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 事業実施主体は、前項の契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第 3 号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこととする。

(債権譲渡等の禁止)

第 13 事業実施主体は、第 10 の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第 14 事業実施主体は、第 10 の規定により交付決定を受けた内容について、次の各号のいずれかに該当する変更等をしようとするときは、別記様式第 4 号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、別表 1 に掲げる重要な変更以外の軽微な変更を除く。

- (2) 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表 1 に掲げる重要な変更以外の軽微な変更を除く。
- (3) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事の承認を受けることができる。
- 3 知事は、前 2 項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第 15 事業実施主体は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合は、別記様式第 5 号により事業遅延の届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第 16 事業実施主体は、第 10 の規定による交付決定のあった年度から補助事業が終了する年度まで、第 2 四半期及び第 3 四半期（別表 1 の業務メニューの欄 2 の事業にあたっては第 3 四半期）の末日において、別記様式第 6 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月 20 日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第 7 号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定のほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があるときは、事業実施主体に対して本交付金の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第 17 事業実施主体は、本交付金の事業が完了したとき又は第 14 の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から 1 月を経過した日又は交付の決定のあった年度の別表 1 の業務メニュー欄 1 の事業は 3 月 31 日まで、2 の事業は 3 月 10 日までのいずれか早い日までに、別記様式第 8 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、本交付金の全額が概算払により交付された場合にあっては、交付の決定のあった年度の翌年度の 4 月 20 日までとする。また、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 2 事業実施主体は、前項の実績報告を行うに当たり、本交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
 - 3 交付金事業の実施期間内において、県会計年度が終了したときは、翌年度の 4 月 20 日までに前 1 項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第 18 本交付金は、規則第 13 条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後、交付するものとする。ただし、知事は、交付金事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払をすることができる。
- 2 事業実施主体は、交付金の全部又は一部について概算払いを受けようとする場合は、別記様式第 7 号の交付金概算払請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前 1 項により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。
- 4 前 3 項に規定する交付金の返還については、第 20 第 4 項の規定を準用する。

(額の再確定)

- 第 19 事業実施主体は、第 18 第 1 項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により、交付金事業に要した経費を減額すべき事業がある場合は、知事に対し、改めて第 17 第 1 項の規定による報告を行うものとする。
- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 18 第 1 項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。この場合においては、第 17 第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(交付決定の取消又は変更)

- 第 20 知事は、第 14 第 1 項(3)の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる事項が明らかになった場合には、第 10 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、本交付金事業の実施に当たって法令若しくは本要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反したこと
- (2) 事業実施主体が、本交付金を交付金事業以外の用途に使用したこと
- (3) 事業実施主体が、本交付金事業に関して、不正、怠慢その他の不適当な行為をしたこと
- (4) 交付決定後生じた事情により、交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったこと
- 2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する本交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前 1 項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による交付金及び加算金の返還期日は、当該命令のなされた日から 20 日以内

(ただし、当該交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、この期限によることが難しい場合には、交付金の額の確定の通知の日から 90 日以内に知事が定める日以内とすることができる。)とし、期間内に納付がなされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第 21 事業実施主体は、本交付金対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 22 規則第 21 条第 2 号及び第 3 号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加額が 50 万円以上の財産とする。

2 規則第 21 条ただし書の規定に処分の制限を受ける期間は、減価償却費産の耐久年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案し、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に定められている対応年数に相当する期間とする。

3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前 3 項の承認に当たっては、第 21 第 2 項の規定を準用する。

5 事業実施主体は、処分を制限された取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、国交付等要綱別記様式第 12 号に定める財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(収益納付)

第 23 事業実施主体は、交付事業が完了した日から起算して 5 年が経過する日までに、交付事業の実施によって相当の収益が生じた場合には、別記様式第 9 号に定める収益報告書により、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）45 日以内に、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があつた場合は、当該収益の一部又は全部を県に納付させることができる。

3 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額から、交付金に係る財産処分に

伴う納付額を差し引いた額とする。

(交付金の経理)

第 24 事業実施主体は、交付事業について、ほかの経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載する帳簿を備え、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 事業実施主体は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 事業実施主体は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、国交付等要綱別記様式第 12 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

第 25 事業実施主体のうち地方公共団体にあっては、交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しなければならない。

(災害等の報告)

第 26 事業実施主体は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の県負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を別記様式第 11 号により速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

(1) 報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付するものとする。また、知事は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

(2) 手戻り工事が発生した場合、事業実施主体は、速やかに県へ連絡するとともに、手戻り工事が発生した日から 30 日以内に、知事に(1)の報告内容に準じた報告書を提出するものとする。

(3) 事業実施主体（地方公共団体を除く。）は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、別記様式第 11 号に調査の概要、対応措置等を付した上で、同様式により、知事に報告するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる交付要綱は廃止する。
 - (1) 宮城県農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)交付要綱(令和2年4月1日施行)
 - (2) 宮城県食料産業・6次産業化交付金交付要綱(平成30年4月19日施行)
- 3 2に掲げる通知によって令和3年度までに着手した事業については、従前の例により取り扱うものとする。
- 4 この要綱は、次年度以降の各年度において、本交付金に係る予算が成立した場合に、本交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度までに着手した事業については、従前の例により取り扱うものとする。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、本交付金に係る予算が成立した場合に、本交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度までに着手した事業については、従前の例により取り扱うものとする。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、本交付金に係る予算が成立した場合に、本交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度までに着手した事業については、従前の例により取り扱うものとする。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、本交付金に係る予算が成立した場合に、本交付金にも適用するものとする。

別表 1

業務メニュー	区分		事項	事業内容	事業実施主体	交付率	軽微な変更
1 中間地農業推進対策	1 中山間地農業ルネッサンス推進事業			国実施要領（中山間地農業推進対策）別表 1 の事項欄の 1 に掲げる事業であって、同表の選定要件を満たすものの実施に要する次の経費 1 中山間地農業ルネッサンス推進支援 2 元気な地域創出モデル支援	1 市町村 2 地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。以下同じ。） (1) 目的 (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 (3) 意思決定方法 (4) 解散した場合の地位の継承者 (5) 事務処理及び会計処理の方法 (6) 会計監査及び事務監査の方法 (7) その他運営に関して必要な事項	1 交付率は定額とする。 2 区分 1 のうち事業内容 2 の助成額の上限は、事業実施主体あたり助成単価（単年度当たり 1,000 万円まで）に当該支援の事業年数を乗じた額とする。 3 区分 2 のうち事業内容 1 の助成額の上限は、事業実施主体あたり助成単価（単年度当たり 1,000 万円（地域計画連携タイプは 1,200 万円）まで）に当該支援の事業年数を乗じた額とする。 4 区分 2 のうち事業内容 2 の助成額の上限は、200 万円とする。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の 3 割以上の減額 2 事業実施主体の名称の変更
	2 農村型地域運営組織形成推進事業			国実施要領（中山間地農業推進対策）別表 1 の事項欄の 2 に掲げる事業であって、同表の選定要件を満たすものの実施に要する次の経費 1 農村型地域運営組織モデル形成支援（一般形） 2 農村型地域運営組織モデル形成支援（活動着手支援型）	複数集落を含む地域協議会		
2 地域資源活用価値創出対策	1 地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）	1 地域資源活用・地域連携推進事業	1 新商品開発・販路開拓の実施	国実施要領（地域資源活用価値創出対策）別記 2-1 の第 4 の要件を満たす、農林水産物等を活用した新商品開発・販路の開拓を推進するための次の取組 1 新商品開発 農林水産物等を活用し、消費者等の需要に即した新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を実施する。 なお、本取組は、確実に産業として成り立つ新商品を開発する観点から、事業実施期間中において 3 回を限度として、試作品の改良や分析を行うことができるものとする。 2 販路開拓 (1) 新商品として開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を実施する。 (2) 地域で生産された農林水産物等を活用した商品の販路を開拓するための商談会等への出展を行う。	農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体	1 交付率は 1/2 以内とする。 2 事業実施期間における助成額の上限は 500 万円とする。ただし、事項 1 から 3 までの取組のうち、いずれか 1 つあるいは複数の取組を実施する場合にあっても、500 万円とする。 3 事項 4 の取組と併せ行う場合にあっては、助成額の総額が 500 万円を超えないこととする。 4 事業と併せて行う簡易な施設整備に係る助成額の上限は、施設の整備以外の助成額よりも低い額とする。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の名称の変更 3 交付対象経費の減額（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農村振興局長通知）の別記 2－1 の第 5 の 3 に掲げる不用額の発生が確実である場合に限る。） 3 事業実施主体の成果目標の変更

			2 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組	国実施要領（地域資源活用価値創出対策）別記 2-1 の第 4 の要件を満たす、農林水産物等の直売所の売り上げ向上に向けた次の取組 1 直売所の運営体制強化及び経営改善を図るための検討会及び研修会の開催 2 農林水産物等を活用したインバウンド等需要向け新商品の開発及び消費者評価会の開催 3 観光事業者等とのツアー等の企画及び直売所の販売額向上のための料理講習会等のイベントの実施 4 効率的な集出荷システムを構築するための実証の実施			
			3 多様な地域資源を新分野で活用する取組	国実施要領（地域資源活用価値創出対策）別記 2-1 の第 4 の要件を満たす、地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るための次の取組 1 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の実施に必要な経営戦略の策定 2 多様な事業主体と連携するための事業実施体制の構築 3 ワークショップ等を通じたビジネスアイディアの創出 4 新事業・サービスの展開 等			
			4 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進	国実施要領（地域資源活用価値創出対策）別記 2-1 の第 4 の要件を満たす取組で、地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図るため、実用化の可能性がある研究開発成果の利用を促進するための次の取組 1 新技術等の導入実証 現場段階における新技術等の導入実証や利用体系の確立、コスト分析等を行う取組 2 試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造手法の確立 商品化に向けた品質・機能性成分等の分析や試作品の製造、評価等を行う取組 3 新技術等を活用した新商品等の試験販売、販路開拓 新商品等の開発、商品デザインの作成、試験販売及びマーケティング等を行う取組		農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム	1 交付率は定額とする。 2 事業実施期間における助成額の上限は、500 万円とする。 3 事項 1 から 3 までの取組と併せ行う場合にあっては、助成額の総額が 500 万円を超えないこととする。
		2 地域資源活用・地域連携サポート事業		国実施要領（地域資源活用価値創出対策）別記 2-2 の別表 2 の事項欄 2 の選定要件(2)及び(3)を満たす次の取組 1 市町村戦略の策定及び当該戦略に基づく取組等 (1) 市町村戦略の策定 次の（ア）から（ケ）までの項目について規定した市町村戦略を策定（更新を含む。以下同じ。）又は策定に向けた検討をする。 （ア） その区域内の農林漁業及び地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出についての現状と課題 （イ）（ア）の現状と課題を踏まえた地域資源の活用や地域	市町村	交付率は定額とする。	次に掲げる変更以外の変更 1 事業費の 3 割以上の増減 2 事業実施主体の名称の変更

				の多様な事業者との連携による価値創出等の取組方針 (注) 地域内外の多様な事業分野の事業者の参加を得て、農山漁村の地域資源を活用したビジネスモデル創出等に向けて、具体的な取組方針等を記載すること。 (ウ) 今後の地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の推進に係る市町村戦略の定量的な成果目標（地域資源活用・地域連携事業の売上、付加価値額及び地域資源活用・地域連携事業体の数等） (注) 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出としての実績、今後の取組方針等を勘案し、地域内の地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による売上、新商品開発等に取り組む地域資源活用・地域連携事業体の数、新規雇用者数等の目標値及び当該目標値により生み出される地域経済効果（ビジョン）について記載すること。 (エ) 地域の特性を生かして地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む上で重点的に活用を図るべき農山漁村の地域資源、当該地域資源を活用して開発及び生産する新商品の種類、当該新商品の販路開拓等の方向性 (オ) 育成を図る地域資源活用・地域連携事業体の将来像 (注) 新たな法人の設立を通じた育成、異業種事業者の連携による育成、女性の力を活用した育成、デジタル技術を活用した育成等を記載すること。 (カ) 市町村が地域資源活用・地域連携事業体を支援するために行う施策 (注) 市町村の単独事業で支援するもの等を記載すること。 (キ) 国等の支援施策の活用方策 (注) 必要に応じて記載すること。 (ク) 戦略の効果検証及び見直しに関する取組 (注) 必要に応じて記載すること。 (ケ) (ア)から(ク)までに掲げるもののほか、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出を推進するために必要な事項 (注) 必要に応じて記載すること。 イ 市町村戦略に基づく地域資源活用・地域連携事業体と他の事業者等とのマッチング、異業種交流等を目的とした交流会の開催 (2) 人材育成研修会の開催		
--	--	--	--	---	--	--

				経営感覚を持って地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む人材を育成するため、HACCP、衛生・品質管理、ブランド戦略に関する権利や手続、経営、マーケティング、資金調達、障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の雇用促進等に必要な知見を得るための講義や実践的な経験を得るための実習を行う。 また、これらの研修等に加え、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組に係るコスト削減、販路拡大、資金調達等を効率的に行うためのデジタル技術の活用に必要な知見を得るための講義、優良事例の紹介、実践的な経験を得るための実習等を行う。 なお、人材育成研修会を実施した場合には、研修受講者等に対し、聞き取りや郵送等により研修の効果や理解度等についてのアンケート調査を行うとともに、都道府県サポートセンターによる支援や国等の支援策を紹介するなど、研修受講者による地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取組をサポートするものとする こと。			
--	--	--	--	--	--	--	--